

に交付して納期までに納付させる制度ですが——とすると定められており、又新規登録でナンバー登記のときに証紙徴収とすることができるようになっておりますが、原付自転車、農耕作業車に前年の五十一年度で課税の決まりました刈取脱穀作業車を加えるもので、これらの車は四月二日に、いわゆる賦課期日後にはナンバーの交付はできません。その年度の月割り課税はできないことになっております。したがって実質証紙徴収の方法で軽自動車税を徴収することが出来るものは、賦課期日現在に所有し、賦課期日後にナンバーを交付する場合に限られるということに相なるものでございます。

次に第七十九条の関係は、原付自転車又は特殊車につきまして課税客体把握のためのナンバー交付について規定したもので、第二項は法四百四十三条にも言っておりますが、国、都、特別区、市町村、一部事務組合で持っております車であるが、日赤で持っております救急車等につきましては非課税ですが、その場合でも車の定置場所が市内に定まったときには十五日以内に市長にナンバー交付を申請してナンバーの交付を受けなければならないという規定がされております。さらに六十九条三項で、公用以外に使用の場合には使用者課税をされることになって

おりますが、公用の場合には非課税ですけれども、その場合にもナンバー交付手続をして、ナンバーを車に取りつけるように規定しております。その項におきまして、六十九条三項と表現しておりますのを、六十九条の三項に改めるもので、取り扱い等につきましては、従来と何ら変更はございません。

次に附則第十八条の四ですが、これは土地の譲渡等にかかる事業所得の課税の特例を定めた規定でございます。単期譲渡の場合には事業所得等と分離して課税することに法律で決まっておりますが、その適用法文が従来、租税特別措置法の二十八条の六であつたのですが、今度の改正によりまして条文数字が繰り上がったために、現行の二十八条の六の一項という表現を二十八条の四の一項に改めるもので、税計算等につきましては現行どおりで何ら変わりはありません。

次に附則第二十一条の二は軽自動車税に関する税率優遇の特例につき、まして規定したもので、今回の改正内容は、自動車メーカーの努力によりまして、無公害車がふえてきたことに伴い、それらの車種につきましても前年に優遇したと同様に、五十一年改正前の税率で優遇してやろうとするものでござ

でございます。ただし内燃機関を有するバイク、電気自動車につきましては除かれるということでございます。

附則につきましては、第一条で施行日を五十二年四月一日とし、第二条では個人市民税の非課税限度額、いわゆる八十万円の件ですが、それと均等割り分のみの非課税所得額十五万円の関係の引き上げ額につきましては、五十二年度分から適用し、五十一年度分までのものについては従来どおりの取り扱いとするものでございます。第二項は法人市民税均等割りの改正関係は、五十二年四月一日以後に終了する事業年度、又は均等割り額に対する事業実施月数にかかる法人市民税について適用し、施行日前のものにつきましては従来どおりの例によるということです。第三項は五十二年四月一日以後に終了する法人の事業年度にかかる法人市民税の申告につきましては、法第四十五条で言う外国法人であるとか、法第七十一条に言っている中間報告もしくは法第七十二条で言う仮決算等の提出期限が施行日、いわゆる五十二年四月一日までであるときには、中間申告で納付した又は納付すべきであった市民税均等割りにつきましては、従来例によるということです。

第三項は五十二年四月一日以後に終了する法人の事業年度にかかる法人市民税の申告につきましては、法第四十五条で言う外国法人であるとか、法第七十一条に言っている中間報告もしくは法第七十二条で言う仮決算等の提出期限が施行日、いわゆる五十二年四月一日までであるときには、中間申告で納付した又は納付すべきであった市民税均等割りにつきましては、従来例によるということです。

第三条は軽自動車税に関する改正につきましては、五十二年度分からの適用とし、五十一年度分までのものについては従前の例によるということです。同じく同条の二項では無公害車の税率優遇措置につきましては、五十一年度分についてもなおその効力を有するものとするものでございます。

なおこの改正で当然に税収に影響が出てまいります。その試算をいた

しますと、個人市民税関係で一千三十余万円減収、そのほかに免点の引き上げ等で電気税、ガス税に若干の影響が出ております。それから増収関係と

いたしましては法人市民税の均等割り改正になりました。これが一百万三千円ばかりの増収という結果が試算されました。したがって減収関係につきましては五十年度の当初予算で考慮済みでございますが、市税全般を見ますと、現時点では過去の例から見しても増収も見込めそうであり、

その額を試算してみますと、総額で九千六百万円ちょっと増収になるのではないかと予想しております。その内訳は市民税個人の特別徴収分で三千三百三十三万円、同じく法人均等割りでたいま申し上げましたように百十八万三千円ばかり、固定資産で四千三百万円、交納付金関係で百九十万五千円、たばこ関係で

これは車価が引き上がりました関係ですが五百三十万円、電気税で消費増か
ありますので三百万円、都市計画税で八百三十六万円ばかり、合計で九千六
百七十八万円というのが、一応現時点で推定されました。

次にアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する
軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例につきま
して申し上げます。

この改正条例は本年一月日米合同委員会において合意されたものに基づき
まして、自治省事務次官の通達もございましたので、改正の必要が生じましたが、
施行日がやはり四月一日のため、議会招集のいとまがございせんでしたのと、納
税者につきまして迷惑をかけないようにするために、やむを得ず、地方自治法第
百七十九条の規定に従いまして専決処分をいたしましたので、その内容を報告
し、承認を求めようとするものでございます。

改正の骨子といたします点は、軽自動車の税率を改正しようとするもので、
従来第二条で、原付自転車年額三百円であったものを年額四百円に改正し、
軽二輪、軽三輪につきましては年額六百円であったものを年額八百円に、二輪

の小型自動車につきましては六百円であったものを年額八百円に、軽四輪自動車
につきましては現行年額一千八百円であったものを年額二千四百円に、それぞれ改
めたものでございます。

附則につきましては、附則の一で施行日を五十二年四月一日とし、附則の二では
無公害車を所有する者につきましては、日本人に対する課税の優遇同様に、
五十二年度に限り内燃機関を有するバイクと電気自動車を除いて、改正前
の税率で課税優遇するものであります。

なおこの改正によりまして当然に税収に影響音が出てまいります、試算を
いたしますと、総額で三十五万四千円程度の増収を見込んでおります。

何とぞ御審査の上、ただいま御報告申し上げましたとおり御承認くださるよ
うお願い申し上げます、提案理由と改正条例の内容の説明を終わらせていただ
きます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で説明は終わりました。

これより本二案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君)

参考までに二、三お聞きしたい。

報告第二号の方では、これによる増収が三十五万何百というところでありますが、市民並みに課税した場合はどうかになるか。そのための差額はどうかになるか。事務次官通達でこれが出されたわけですが、これは何日付で今回は来ているのか。それと従来も繰り返し本問題についていろいろお聞きしているわけですが、この場をおかりして、改めて市長におかれましては、いわゆるこのような格差が不均一課税になっているわけですから、これを是正する考え、又国に働きかけていく考え、その点についてこの場で改めてもう一度お聞きしておきたいと思えます。

○税務課長(島田 猛君) 第一点の日本人並みの差額でござりますが、計算をいたしますと百九十五万円の差が出ました。事務次官通達の受けた日は三月三十日でございます。

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

改めて運動する考えは現在のところございません。

○二番(松山 清君) この点については、市民感情からいきましても、このようなものかいつまでも不均一課税という形で残っているのでは非常にまずいわけであり

ます。確かに二年前とことしというふうに多少の引き上げがあったわけですが、れども、依然として百九十五万円からの差額が出ているわけで、私の考えとしては、当然やはり財源というだけではなく、このような不均一になっているという状態をいつまでも残しておくという事は、現在もまずいわけですし、そういう点ではこういうものをなくしていくという取り扱いをしていただきたいということ強く要望するものです。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

この際、一括議題となっております。報告第二号に対して討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定により、最初に反対者から発言願います。二番 松山 清君。

(二番 松山 清君 登壇)

○二番(松山 清君) 報告第二号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて、反対討論をいたします。

当条例の改正により、原動機付自転車は年額三百円から四百円、軽二輪車、軽三輪車は年額六百円から八百円、二輪の小型自動車も同じく六百円から八百円、軽四輪自動車年額一千八百円から二千四百円に、それぞれアップされるわけですが、条例改正後においても、市民との格差は軽四輪自動車において、乗用で自家用の場合は、市民は五千九百円の税額でありますから、その差三千五百円です。二輪の小型自動車でも市民は三千三百円の税額となりますから、その差二千五百円、原動機付自転車では差額が二百五十円から九百円、軽二輪で差額千二百円、軽三輪で同じく千八百円であり、いかに優遇されているか、私が申し上げるまでもありません。

かかる米軍関係の優遇措置が一過の自治省事務次官通達でもって実施されることを、私は容認するということとはできないのは当然のことです。このような米軍優遇の措置を、当該自治体の権限でもって廃止をするということに加える可能性が現実にあるにもかかわらず、市当局の従来の政府と米軍への協力をするという政治的立場から温存をするという態度は、厳しく批判されなければなりません。

又、当然のように、今回の条例改正に見られるような若干の引き上げをもって格差が小さくなっているという評価をすることもできません。私は当然のことながら、市民と米軍関係の格差をなくすことを強く要求いたしまして、専決処分に対する反対討論といたします。

○議長(貫井喜代次君)

次に賛成者 五番森田治男君。

(五番 森田治男君 登壇)

○五番(森田治男君) すでに公布施行されました報告第二号アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、賛成討論を行います。理事者側の説明にもありましたように、地方自治法第百七十九条第一項にあります専決処分であり、同条第三項に規定されておりますように、承認を求められているものでございます。

今回の専決処分はすでに御承知のように、米軍人軍属の所有する軽自動車等に対する税率をアップして値上げをしようというものでございます。市の財政も説明にもありましたように、三十五万円余り増収ということで、わずか

ながら潤うということであります。反対者は常に日本人並みに税率をアップしろ、値上げをしろと訴えていて、いざ今回のような税率アップの段階で、この税率アップに対して反対をするということは、まことに理解に苦しむものであります。まして自主財源に乏しい当市にあって、基地所在地であるがゆえの国からの補助金交付等を考慮すれば、何ら反対する理由はないと断言できると思います。

さきにも触れましたが、地方自治法第百七十九条第三項に基づいて承認を求められているものであり、これに対して反対するということは、全く理解に苦しむものであり、なお、過日の全員協議会におきまして専決処分について報告があったことは御承知のとおりでございます。

以上の理由によりまして、私は本報告に對しまして賛意を表し、賛成討論といたしますのでございします。(拍手)

○議長(貫井喜代次君) 以上で討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

報告第一号の専決処分については原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって報告第一号の専

決処分は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続いて報告第二号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

報告第二号の専決処分について原案のとおり承認することに賛成の諸

君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君) 起立多数であります。よって報告第二号の専決

処分については原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第十 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について 議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) 御指名をいただきまして、諮問第一号人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取につきまして、その理由と内容を御説明申し上げます。御配慮をちょうだいしたいと思います。

その理由といたしましては、当市におきまして、ただいま人権擁護委員が一名欠員でございます。法務大臣より候補者の推せん依頼がございました。私はなるべく候補者を物色いたしまして、法務大臣に推せんをいたしたいと思っておりますが、法の定めるところによりまして、議会の御同意をいただく必要がございますので、本日提案を申し上げた次第でございます。

内容といたしましては御承知のとおり、堀内先生が三月八日御不幸がございました欠員でございます。ただいま田中政一氏、榎本令秀氏の二名の方でございいます。適任者を法務大臣から推せん依頼がございまして、適任者を物色したのでございますが、内容が法律にある程度明るく、知識のあるというようなことで、福玉市の都市柄をなるべくわきまえた方がよろしいということ、

相談日には出席可能な方、このような点から物色したのでございますが、当市にはなかなかそのような適任者がございまして、少々お年は召していらっしゃるでございいますが、本日田村良夫氏を推せんいたしたく提案したわけでございます。

その経歴は添付の履歴書のとおりでございます。日本大学を卒業されまして、昭和三十年から十年余り島田勝三法律事務所におきまして法律関係の仕事に携りまして、法関係につきましては明るい方でございます。又昭和四十一年から現在保護司をお務めでございます。非常に御熱心に保護司のお仕事に挺進をしておりますので、市の内容につきましても非常に詳しい方でございます。少々年齢の点に難はございますけれども、非常に適任だろうと考えまして、本日御同意方をお願いしたわけでございます。

よろしく御審議をいただきまして、ぜひとも御同意をいただきますようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で説明は終わりました。これより本件に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第一号については、諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって本件は諮問どおり異議ない旨答申することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十一 陳情第一号 青梅線本町踏切り閉鎖に関する陳情書を議題といたします。

本件については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長より報告をお願いいたします。

(建設委員長 宇佐美良時君 登壇)

○建設委員長(宇佐美良時君)

御指名をいただきましたので、審査報告を

申し上げます。

なお、報告書の朗読については省略をさせていただきます。

(陳情審査報告書朗読省略)

別添参照

陳情第一号 青梅線本町踏切り閉鎖に関する陳情書 審査の内容について説明を申し上げます。

本陳情は三月定例会第二日目に本委員会に付託されたものであります。第一回目の三月十六日においては、理事者側からこの踏切の廃止問題と自由通路の関係等について説明を受け、質疑応答が交わされた後、自由通路が完成しても地元との話し合いがつかない限りは、踏切を閉鎖することのないように努力するとともに、地元との話し合いも進めてほしいという要望が出されて継続となった次第であります。

続いて第二回目の審査は四月十六日に行われました。

委員よりその後の状況について質問が出され、それに対して、四月八日に地元役員との話し合いを行った。

そのときに出された意見としては、車止め等を設置して自転車、乳母車、歩行者が通れるように国鉄側に要望してほしい。又、今後ホームの延長等の必要が出た場合には閉鎖もやむを得ないというような意見が

あつたという答弁でありました。

さらに地元の要望に対する国鉄側の見通しはどうかとの質疑に対しまして、国鉄側では、この踏切廃止問題と自由通路の開通とは別個に考えてくれることであるという答弁でありましたので、別個ということになると、地元の意向を取り入れて、自転車や歩行者が通れるような形になるように国鉄側に交渉してもらいたい。又、くいを打つならどういふ形になるかというように、点まで前向きに進めてほしいという要望が出されました。それに対しまして国鉄側としては、本町踏切は車の通れないようにくいを打ったA踏切となつてゐるようである。したがって今後の国鉄に対する交渉も、このくい打ちを市側で行うという条件をもつてする方が成功させる行き方ではないかと思う。この交渉が成功すれば、一メートルか一メートル五十くらいの間隔でくいを打って、歩行者等に不便を与えないような形で処理したいという、理事者の答弁があつた後、お諮りをいたしましたところ、全員異議なく本陳情を採択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ本委員会の決定とおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。

ます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

陳情第一号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件

は委員会報告とおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって陳情第一号は

委員会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第十二 陳情第二号 高齢者研修センター設立

に関する陳情書を議題といたします。

事務局をして陳情書の朗読をいたさせます。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○議長(貫井喜代次君) 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がございましたらお願いいたします。

(応答なし)

○議長(貫井喜代次君) 以上で意見を終わります。

陳情第二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員

会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま厚生委員会に付託いたしました陳情第二号は、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって陳情第二号は

閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) これより暫時休憩いたします。

午前十時五十三分 休憩

午後一時三十三分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

お手元に御配付のとおり、岩田 博君ほか三名より福生市議会運営委員会要綱の全部を改正する動議が提出されましたが、本動議を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって本動議を日程に

追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 追加日程第一福生市議会運営委員会要綱の全部

を改正する動議を議題といたします。

提出者 岩田 博君から発言を願います。